

別表1【補助金交付申請書の必要添付書類について（個人・個人事業主用）】

※個人事業主…住民票上の住所以外のマンションやアパートに補助対象システムを設置する者

必要添付書類 ◆は、必要に応じて提出いただく書類	申請区分		
	太陽光システム	蓄電システム	両方
<p>①対象システムの工事請負契約書のコピー</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として<u>お客様控えのコピー</u>を提出してください。</li> <li>・注文者は、<u>申請者本人</u>となります。（共有名義可。ただし、申請者本人が対象システム経費全額を支払うこと。）</li> <li>・原則として<u>設置するシステムの購入が明確に確認できることが必要</u>です。</li> <li>・契約書の本文で対象システムの購入が確認できない場合は付属書類（内訳書、見積書等）を添付してください。</li> <li>・太陽光発電システムを設置する場合は、<u>設置する太陽電池の公称最大出力が契約書、付属書類、割付図等で確認できることが必要</u>です。</li> <li>・蓄電システムを設置する場合は、<u>設置するシステムが経済産業省による「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)支援事業」の対象機器となっていることが契約書、付属書類等で確認できることが必要</u>です。</li> <li>・蓄電システムを設置する場合は、<u>設備費用が契約書、付属書類等で確認できることが必要</u>です。</li> <li>・工事請負契約書の代わりとして、<u>注文書と注文請書(片方のみは不可)又は売買契約書</u>でも提出可能です。</li> <li>・<u>補助対象経費(両方のシステムを設置する場合はその合計金額)は契約金額と一致する必要があります</u>。</li> <li>・建売の売買契約書等(内訳書、見積書等も含む)で太陽光発電システム付住宅であることが確認できない場合は、立面図と屋根伏図の提出が併せて必要です。</li> </ul>	要	要	要
<p>②住民票の原本</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>申請日から3ヶ月以内</u>に発行された現住所の住民票の原本を提出してください。</li> <li>・県外住所の場合は、前住所の記載のある住民票としてください。</li> <li>・<u>本人の情報のみで構いません。本籍地は不要です</u>。</li> <li>・<u>マイナンバーが記載されたものは受理できません</u>。</li> </ul>	要	要	要
<p>③県税の完納証明書(「県税に滞納がないこと」が記載されている納税証明書)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>申請日から3ヶ月以内</u>に発行された県税の完納証明書の原本を提出してください。</li> <li>・<u>申請者が県外在住者の場合でも必要</u>です。(発行されます。)</li> <li>・香川県県税事務所又は各県民センター、中讃税務窓口センターで発行しています。(62ページの地図をご参照ください。)</li> <li>・<u>証明手数料は1通につき400円(香川県証紙)です</u>。ただし、中讃税務窓口センターでは香川県証紙を販売していませんので、あらかじめ香川県証紙をご準備いただく必要があります。</li> <li>・その他証明書発行については香川県県税事務所又は各県民センター、中讃税務窓口センターにお問い合わせください。</li> </ul>	要	要	要

<p>④個人住民税の完納証明書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として、42、43 ページ(2枚1組)の証明願を市町の税務担当窓口へ提出し、発行(申請日から3ヶ月以内のもの)を受けてください。(これに代えて市町による様式にて証明する場合があります。)</li> <li>・証明書発行の手数料及び代理請求される場合の委任状については請求先の市町にお問い合わせください。</li> <li>・<u>証明書が県内市町で発行できない場合や発行できても現住所と違う市町で発行される場合は、その理由が確認できる申請日から3ヶ月以内に発行された住民票又は戸籍の附票(複数回転居・転出の場合)をご提出いただく必要があります。</u></li> </ul>	要	要	要
<p>⑤電力受給契約確認書のコピー</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・固定価格買取期間内の申請者は、<u>四国電力管内については、「受給開始のお知らせ」又は「購入単価等に関するお知らせ」のいずれか1枚及び「電力受給契約のご案内」の計2枚、中国電力管内については、「電力受給契約のお知らせ」</u>が必要となります。</li> <li>・固定価格買取期間終了後の申請者は、<u>買取期間終了後に締結した電力会社との電力受給契約書</u>が必要となります。 (資料名等は変更される可能性があります。詳しくは各電力会社にお問い合わせください。)</li> </ul>		要	
<p>◆ 建物の登記簿謄本の原本</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・集合住宅や別荘等で住民票に記載された住所以外の場所、及び集合住宅の共用部分に設置の場合は必要となります。</li> <li>・<u>申請日から3ヶ月以内</u>に発行された登記簿謄本を提出してください。</li> <li>・申請者の住所(住民票の住所)と登記簿謄本に記載のある申請者の住所は、一致していることが必要です。</li> <li>・<u>建物種類に「居宅」「共同住宅」「寄宿舍」「グループホーム」等住宅と確認できる記載がある</u>ことが、交付決定の条件となります。</li> <li>・固定資産台帳の写しやインターネット登記情報提供サービスによるものの代用は、認めておりません。</li> </ul>	既設の建物にシステムを設置する場合で、住民票住所以外に設置の場合に必要		
<p>◆ 消費税(地方消費税を含む)の納税証明書(その3)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本社・本店所在地の税務署で、納税証明書(証明書の種類:その3、税目:消費税及び地方消費税)の発行(申請日から3ヶ月以内のもの)を受けてください。</li> <li>・証明書発行の手数料及び代理請求される場合の委任状については請求先の税務署にお問い合わせください。</li> </ul>	個人事業主の場合に必要		
<p>◆ 個人住民税の特別徴収実施確認書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・44ページの特別徴収実施確認書を、主たる事業所が所在する市町の税務担当窓口へ提出して、確認を受けてください。</li> <li>・申請日から3ヶ月以内に発行された個人住民税の特別徴収実施確認書の原本を提出してください。</li> </ul>	個人事業主の場合に必要		

<p>◆ <b>事業申告書のコピー</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人事業主(青色申告者・白色申告者)の場合は、提出してください。</li> <li>＊電灯契約者(電力受給契約予定者)名が個人事業登録している屋号の場合は、申請者と電灯契約者(電力受給契約予定者)が同一であることを証明するために必要です。</li> <li>＊青色申告者の場合、直近の会計年度に税務署に提出した「青色申告決算書」のコピーを提出してください。</li> <li>＊白色申告者の場合、直近の会計年度に税務署に提出した「収支内訳書」のコピーを提出してください。</li> <li>＊新たに事業を開始された方は、管轄の税務署に届け出た「個人事業の開廃業等届出書」のコピーを提出してください。</li> </ul>	<p>個人事業主の場合に必要な</p>
<p>◆ <b>その他必要となる書類</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金の交付決定を行うために必要な書類を追加で求める場合がありますので、その場合は提出してください。</li> </ul>	<p>上記以外で、補助金の交付決定を行うために必要な書類がある場合</p>
<p><b>コピー資料の提出方法</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コピー資料は、その原本の記載内容及び印影がはっきりと確認できるものを提出してください。はっきりと確認できない場合は、書類不備として受け付けません。</li> </ul>	

別表2【補助金交付申請書の必要添付書類について（法人・管理者用）】

必要添付書類 ◆は、必要に応じて提出いただく書類	申請区分		
	太陽光システム	蓄電システム	両方
<p>①対象システムの工事請負契約書のコピー</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として<u>お客様控えのコピー</u>を提出してください。</li> <li>・注文者は、<u>申請者本人</u>となります。（共有名義可。ただし、申請者本人が対象システム経費全額を支払うこと。）</li> <li>・原則として<u>設置するシステムの購入が明確に確認できることが必要</u>です。</li> <li>・契約書の本文で対象システムの購入が確認できない場合は付属書類（内訳書、見積書等）を添付してください。</li> <li>・太陽光発電システムを設置する場合は、<u>設置する太陽電池の公称最大出力が契約書、付属書類、割付図等で確認できることが必要</u>です。</li> <li>・蓄電システムを設置する場合は、<u>設置するシステムが経済産業省による「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)支援事業」の対象機器となっていることが契約書、付属書類等で確認できることが必要</u>です。</li> <li>・蓄電システムを設置する場合は、<u>設備費用が契約書、付属書類等で確認できることが必要</u>です。</li> <li>・工事請負契約書の代わりとして、<u>注文書と注文請書(片方のみは不可)又は売買契約書</u>でも提出可能です。</li> <li>・<u>補助対象経費(両方のシステムを設置する場合はその合計金額)は契約金額と一致する必要があります。</u></li> <li>・建売の売買契約書等（内訳書、見積書等も含む）で太陽光発電システム付住宅であることが確認できない場合は、立面図と屋根伏図の提出が併せて必要です。</li> </ul>	要	要	要
<p>②県税の完納証明書（「県税に滞納がないこと」が記載されている納税証明書）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>申請日から3ヶ月以内</u>に発行された県税の完納証明書の原本を提出してください。</li> <li>・<u>申請者が県外在住者の場合でも必要</u>です。（発行されます。）</li> <li>・香川県県税事務所又は各県民センター、中讃税務窓口センターで発行しています。（62 ページの地図をご参照ください。）</li> <li>・<u>証明手数料は1通につき400円（香川県証紙）</u>です。ただし、中讃税務窓口センターでは香川県証紙を販売していませんので、あらかじめ香川県証紙をご準備いただく必要があります。</li> <li>・その他証明書発行については香川県県税事務所又は各県民センター、中讃税務窓口センターにお問い合わせください。</li> </ul>	要	要	要
<p>③建物の登記簿謄本の原本</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>申請日から3ヶ月以内</u>に発行された登記簿謄本を提出してください。</li> <li>・<u>建物種類に「居宅」「共同住宅」「寄宿舍」「グループホーム」等住宅と確認できる記載がある</u>ことが、交付決定の条件となります。</li> <li>・固定資産台帳の写しやインターネット登記情報提供サービスによるものの代用は、認めておりません。</li> </ul>	既設の建物の場合	要	既設の建物の場合

<p>④電力受給契約確認書のコピー</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・固定価格買取期間内の申請者は、<u>四国電力管内</u>については、「<u>受給開始のお知らせ</u>」又は「<u>購入単価等に関するお知らせ</u>」のいずれか1枚及び「<u>電力受給契約のご案内</u>」の計2枚、<u>中国電力管内</u>については、「<u>電力受給契約のお知らせ</u>」が必要となります。</li> <li>・固定価格買取期間終了後の申請者は、<u>買取期間終了後に締結した電力会社との電力受給契約書</u>が必要となります。 (資料名等は変更される可能性があります。詳しくは各電力会社にお問い合わせください。)</li> </ul>	要
<p>◆会社謄本の原本</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人が申請を行う場合に、提出してください(現在事項証明書でも構いません)。</li> <li>・<u>申請日から3ヶ月以内</u>に発行された会社謄本の原本を提出してください。</li> </ul>	法人の場合に必要
<p>◆消費税(地方消費税を含む)の納税証明書(その3)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本社・本店所在地の税務署で、納税証明書(証明書の種類:その3、税目:消費税及び地方消費税)の発行(申請日から3ヶ月以内のもの)を受けてください。</li> <li>・証明書発行の手数料及び代理請求される場合の委任状については請求先の税務署にお問い合わせください。</li> </ul>	法人の場合に必要
<p>◆個人住民税の特別徴収実施確認書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・44ページの特別徴収実施確認書を、主たる事業所が所在する市町の税務担当窓口へ提出して、確認を受けてください。</li> <li>・申請日から3ヶ月以内に発行された個人住民税の特別徴収実施確認書の原本を提出してください。</li> </ul>	法人の場合に必要
<p>◆管理規約と管理者を選任したことが確認できる資料と対象システム設置議決時の議事録のコピー</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・分譲集合住宅で、区分所有法に規定する管理者として申請する場合に必要。(管理規約は「区分所有等に関する法律」に基づき定められたものであること。)</li> <li>・管理組合法人の場合は、上記書類の代わりに法人登記簿謄本(原本)と対象システム設置議決時の議事録のコピーを提出してください。</li> </ul>	管理組合法人、区分所有法に規定する管理者の場合に必要
<p>◆個人住民税の完納証明書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として、42、43ページ(2枚1組)の証明願を市町の税務担当窓口へ提出し、発行(申請日から3ヶ月以内のもの)を受けてください。(これに代えて市町による様式にて証明する場合があります。)</li> <li>・証明書発行の手数料及び代理請求される場合の委任状については請求先の市町にお問い合わせください。</li> <li>・証明書が県内市町で発行ができない場合や発行できても現住所と違う市町で発行される場合は、その理由が確認できる住民票又は戸籍の附票(複数回転居・転出の場合)をご提出いただく必要があります。</li> </ul>	区分所有法に規定する管理者の場合に必要

<p>◆ <b>その他必要となる書類</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金の交付決定を行うために必要な書類を追加で求める場合がありますので、その場合は提出してください。</li> </ul>	<p>上記以外で、補助金の交付決定を行うために必要な書類がある場合</p>
<p><b>コピー資料の提出方法</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コピー資料は、その原本の記載内容及び印影がはっきりと確認できるものを提出してください。はっきりと確認できない場合は、書類不備として受け付けません。</li> </ul>	

別表3【補助金実績報告書の必要添付書類について（個人・個人事業主用）】

※個人事業主…住民票上の住所以外のマンションやアパートに補助対象システムを設置する者

必要添付書類 ◆は、必要に応じて提出いただく書類 ※「補助事業者」とは、この補助金の申請者本人のことを指します。	報告区分		
	太陽光システム	蓄電システム	両方
◆①住民票の原本 ・住所が、補助金交付申請時や補助金変更承認申請時に提出した住所から変更になった場合は、提出日から3ヶ月以内に発行された現住所の住民票の原本を提出してください。 ・本人の情報のみで構いません。本籍地は不要です。 ・マイナンバーが記載されたものは受理できません。	住所が、申請時や変更承認申請時に提出したのから変更になった場合に必要		
②領収書のコピー ・対象システムに関する金額が全て含まれるものを提出してください。 ・領収書の名義は、申請者本人となります。（共有名義可。ただし、申請者本人が対象システム経費全額を支払うこと。） ・発行者の印、及び収入印紙を貼付の上、消印を行ってください。 ・補助対象経費（両方のシステムを設置する場合はその合計金額）は領収書の金額と一致する必要があります。 ・領収書の大きさがA4サイズ以下の場合、A4サイズの紙に貼ったものかそのコピーを提出してください。 ・対象システムを「立替払」で購入の場合は専用の領収書見本（48ページの設置費に関する領収書見本）がありますので、それを基に作成の上、コピーを2部用意してください。 ・振込による支払の場合も、必ず領収書を提出してください。振込依頼書の控え等は、領収書の代わりにはなりません。 ・割賦による支払（ローン）や立替払（クレジット）等の利用の場合も、必ず領収書を提出してください。ローンの申込用紙、支払明細書等は、領収書の代わりにはなりません。	要	要	要
③電力受給契約確認書のコピー ・四国電力管内については、「受給開始のお知らせ」又は「購入単価等に関するお知らせ」のいずれか1枚及び「電力受給契約のご案内」の計2枚が必要となります。 ・中国電力管内については、「電力受給契約のお知らせ」が必要となります。 （資料名等は変更される可能性があります。詳しくは各電力会社にお問い合わせください。） ・電力受給開始日が交付決定日以降になっている必要があります。	要		要
④出力対比表の原本 ・原則としてメーカー発行のものを提出してください。 ○発行の無いメーカーの場合 ・県の定めた書式例（45ページ参照）と製造番号票等のコピーの提出が必要です。書式例に沿って、型式ごとに1枚ずつ作成してください。	要		要



<ul style="list-style-type: none"> <li>・1枚目には測定出力の合計値等を記載し、作成者の会社名／支店・営業所名、代表者の職名・氏名を記入の上、代表者印(角印でも可)を押印してください。</li> <li>・製造番号票等(型式名、製造番号、測定出力値の記載がある製品同梱のもの)のコピーは、所定欄に直接貼付するか、別紙として添付してください。別紙とする場合はコピー1枚毎に補助事業者名を記載してください。 <ul style="list-style-type: none"> <li>*特に施工時等に製造番号票等の紛失が無いようご注意ください。証明できない場合、補助金の交付ができなくなることがあります。</li> <li>*製造番号票をコピーする場合は、すべての製造番号・出力値が写っていること。(製造番号票については、原本を提出していただく必要はありません)</li> </ul> </li> </ul>			
<p><b>○写真の提出方法</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・写真は<u>カラー写真、カラー印刷</u>にて提出してください。</li> <li>・デジタルカメラの写真の場合は、<u>A4サイズでカラー印刷し、余白等に交付決定番号、補助事業者名を記入</u>の上、提出してください。</li> <li>・紙焼き写真の場合は、<u>写真の裏面に交付決定番号、補助事業者名を記入</u>の上、<u>A4サイズ用の紙に貼り付けて</u>ください。また、<u>その用紙にも交付決定番号、補助事業者名を記入</u>の上、提出してください。</li> </ul>			
<p><b>⑤補助対象システムを設置した建物全体写真</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>補助対象システムを設置した建物の全体が分かるもの。</u></li> <li>・倉庫等の連系点と別の建物に設置した場合、<u>連系点が住居であることの確認できる建物全体写真</u>も必要です。</li> </ul>	要	要	要
<p><b>⑥太陽電池モジュールの設置写真</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として設置した<u>太陽電池モジュールの枚数が確認できるもの</u>(屋根面ごとに必要)。</li> <li>・写真は複数枚にわたっても可としますが、写真を分割する場合には、互いの写真の位置関係が分かるようにしてください。</li> <li>・<u>すべての太陽電池モジュールの枚数が確認可能な写真が撮影できない場合は、写真に加え、補足資料としてシステム配置図を提出してください(一部分でもモジュール面が写っている写真は必須)。</u></li> <li>・集合住宅(各戸連系)の場合は、各戸のシステムが分かるように写真に記載の上、システム配置図を提出してください。</li> </ul>	要		要
<p><b>◆ ⑦システム(モジュール)配置図</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・⑥の設置写真で太陽電池モジュールの枚数が確認できない場合、設置写真と併せて提出してください。</li> <li>・集合住宅に設置の場合は必須。 *系統が分かるように明示したものを提出してください。</li> </ul>	写真で太陽電池モジュールの枚数が確認できない場合及び集合住宅の場合に必要		
<p><b>⑧パワーコンディショナの型式名、製造番号及び定格出力が確認できる資料</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>型式名、製造番号及び定格出力が1枚に収まり明確に読み取れる銘板の写真、製品の保証書のコピー、検査成績証のコピーのいずれかを提出してください。(検査成績証は出荷時にメーカーが発行するものであること)</u></li> </ul>	要		要



<b>⑨蓄電システムの設置写真</b> ・蓄電システムの設置状態が分かるカラー写真		要	
<b>⑩蓄電システムの型式名、製造番号及び定格出力が確認できる資料</b> ・ <u>型式名、製造番号及び定格出力が1枚に収まり明確に読み取れる銘板の写真、製品の保証書のコピー、検査成績証のコピーのいずれかを</u> 提出してください。(検査成績証は出荷時にメーカーが発行するものであること)		要	
<b>◆建物の登記簿謄本の写し</b> ・申請日から3ヶ月以内に発行された登記簿謄本の写しを提出してください。 ・建物種類に「居宅」「共同住宅」「寄宿舍」「グループホーム」等住宅と確認できる記載があることが、交付決定の条件となります。 ・固定資産台帳の写しやインターネット登記情報提供サービスによるものの代用は、認めておりません。	住民票住所以外に設置の場合に必要		住民票住所以外に設置の場合に必要
<b>◆対象システムの工事請負契約書(変更)のコピー</b> ・原則としてお客様控えのコピーを提出してください。 ・注文者は、申請者本人である法人となります。(建物を含む契約書の場合は、共有名義可) ・原則として設置する太陽光発電システムの購入が明確に確認できることが必要です。 ＊契約書の本文で対象システムの購入が確認できない場合は付属書類(内訳書、見積書等)を添付してください。 ＊建売の売買契約書等(内訳書、見積書等も含む)で太陽光発電システム付住宅であることが確認できない場合は、立面図と屋根伏図の提出が併せて必要です。 ＊工事請負契約書の代わりとして、売買契約書又は注文書と注文請書(片方のみは不可)でも提出可能です。	対象システムが、申請時や変更承認申請時に提出したものから変更となり、変更契約書を締結した場合に必要		
<b>◆その他必要となる書類</b> ・補助金の額の確定を行うために必要な書類を追加で求める場合がありますので、その場合は提出してください。	上記以外で、補助金の額の確定を行うために必要な書類がある場合		
<b>○コピー資料の提出方法</b> ・コピー資料は、その原本の記載内容及び印影がはっきりと確認できるものを提出してください。はっきりと確認できない場合は、書類不備として受け付けません。			

別表4【補助金実績報告書の必要添付書類について（法人・管理者用）】

必要添付書類 ◆は、必要に応じて提出いただく書類 ※「補助事業者」とは、この補助金の申請者本人のことを指します。	報告区分		
	太陽光システム	蓄電システム	両方
<p>①建物の登記簿謄本の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>申請日から3ヶ月以内に発行された登記簿謄本の写しを提出してください。</li> <li>建物種類に「居宅」「共同住宅」「寄宿舍」「グループホーム」等住宅と確認できる記載があることが、交付決定の条件となります。</li> <li>固定資産台帳の写しやインターネット登記情報提供サービスによるものの代用は、認めておりません。</li> </ul>	既設以外の建物の場合		既設以外の建物の場合
<p>②領収書のコピー</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>対象システムに関する金額が全て含まれるもの</u>を提出してください。</li> <li>領収書の名義は、<u>申請者本人</u>となります。（共有名義可。ただし、申請者本人が対象システム経費全額を支払うこと。）</li> <li>発行者の印、及び収入印紙を貼付の上、消印を行ってください。</li> <li><u>補助対象経費（両方のシステムを設置する場合はその合計金額）は領収書の金額と一致する必要があります。</u></li> <li><u>領収書の大きさがA4サイズ以下の場合、A4サイズの紙に貼ったものかそのコピーを提出してください。</u></li> <li>対象システムを「立替払」で購入の場合は専用の領収書見本（48ページの設置費に関する領収書見本）がありますので、それを基に作成の上、コピーを2部用意してください。</li> <li>振込による支払の場合も、必ず領収書を提出してください。振込依頼書の控え等は、領収書の代わりにはなりません。</li> <li>割賦による支払（ローン）や立替払（クレジット）等の利用の場合も、必ず領収書を提出してください。ローンの申込用紙、支払明細書等は、領収書の代わりにはなりません。</li> </ul>	要	要	要
<p>③電力受給契約確認書のコピー</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>四国電力</u>管内については、「<u>受給開始のお知らせ</u>」又は「<u>購入単価等に関するお知らせ</u>」のいずれか1枚及び「<u>電力受給契約のご案内</u>」の計2枚が必要となります。</li> <li><u>中国電力</u>管内については、「<u>電力受給契約のお知らせ</u>」が必要となります。（<u>資料名等は変更される可能性があります。</u>詳しくは各電力会社にお問い合わせください。）</li> <li>電力受給開始日が交付決定日以降になっている必要があります。</li> </ul>	要		要

<p>④出力対比表の原本</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原則としてメーカー発行のものを提出してください。</li> </ul> <p>○発行の無いメーカーの場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>県の定めた書式例(45ページ参照)</u>と製造番号票等のコピーの提出が必要です。書式例に沿って、型式ごとに1枚ずつ作成してください。</li> <li>・1枚目には測定出力の合計値等を記載し、作成者の会社名/支店・営業所名、代表者の職名・氏名を記入の上、代表者印(角印でも可)を押印してください。</li> <li>・製造番号票等(型式名、製造番号、測定出力値の記載がある製品同梱のもの)のコピーは、所定欄に直接貼付するか、別紙として添付してください。別紙とする場合はコピー1枚毎に補助事業者名を記載してください。 <ul style="list-style-type: none"> <li>*特に施工時等に製造番号票等の紛失が無いようご注意ください。証明できない場合、補助金の交付ができなくなることがあります。</li> <li>*製造番号票をコピーする場合は、すべての製造番号・出力値が写っていること。(製造番号票については、原本を提出していただく必要はありません)</li> </ul> </li> </ul>	要		要
<p>○写真の提出方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・写真は<u>カラー写真、カラー印刷</u>にて提出してください。</li> <li>・デジタルカメラの写真の場合は、<u>A4サイズでカラー印刷し、余白等に交付決定番号、補助事業者名を記入</u>の上、提出してください。</li> <li>・紙焼き写真の場合は、<u>写真の裏面に交付決定番号、補助事業者名を記入</u>の上、<u>A4サイズの用紙に貼り付けて</u>ください。また、<u>その用紙にも交付決定番号、補助事業者名を記入</u>の上、提出してください。</li> </ul>			
<p>⑤補助対象システムを設置した建物全体写真</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>補助対象システムを設置した建物の全体が分かるもの。</u></li> <li>・倉庫等の連系点と別の建物に設置した場合、<u>連系点が住居であることの確認できる建物全体写真</u>も必要です。</li> </ul>	要	要	要
<p>⑥太陽電池モジュールの設置写真</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として設置した<u>太陽電池モジュールの枚数が確認できるもの</u>(屋根面ごとに必要)。</li> <li>・写真は複数枚にわたっても可としますが、写真を分割する場合には、互いの写真の位置関係が分かるようにしてください。</li> <li>・<u>すべての太陽電池モジュールの枚数が確認可能な写真が撮影できない場合は、写真に加え、補足資料としてシステム配置図</u>を提出してください(<u>一部分でもモジュール面が写っている写真は必須</u>)。</li> <li>・集合住宅(各戸連系)の場合は、各戸のシステムが分かるように写真に記載の上、システム配置図を提出してください。</li> </ul>	要		要
<p>◆ ⑦システム(モジュール)配置図</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・⑥の設置写真で太陽電池モジュールの枚数が確認できない場合、設置写真と併せて提出してください。</li> <li>・集合住宅に設置の場合は必須。 <ul style="list-style-type: none"> <li>*系統が分かるように明示したものを提出してください。</li> </ul> </li> </ul>	写真で太陽電池モジュールの枚数が確認できない場合及び集合住宅の場合に必要		

<p>⑧パワーコンディショナの型式名、製造番号及び定格出力が確認できる資料</p> <p>・型式名、製造番号及び定格出力が1枚に収まり明確に読み取れる銘板の写真、製品の保証書のコピー、検査成績証のコピーのいずれかを提出してください。(検査成績証は出荷時にメーカーが発行するものであること)</p>	要		要
<p>⑨蓄電システムの設置写真</p> <p>・蓄電システムの設置状態が分かるカラー写真</p>		要	
<p>⑩蓄電システムの型式名、製造番号及び定格出力が確認できる資料</p> <p>・型式名、製造番号及び定格出力が1枚に収まり明確に読み取れる銘板の写真、製品の保証書のコピー、検査成績証のコピーのいずれかを提出してください。(検査成績証は出荷時にメーカーが発行するものであること)</p>		要	
<p>◆対象システムの工事請負契約書(変更)のコピー</p> <p>・原則としてお客様控えのコピーを提出してください。</p> <p>・注文者は、申請者本人である法人となります。(建物を含む契約書の場合は、共有名義可)</p> <p>・原則として設置する太陽光発電システムの購入が明確に確認できることが必要です。</p> <p>　* 契約書の本文で対象システムの購入が確認できない場合は付属書類(内訳書、見積書等)を添付してください。</p> <p>　* 建売の売買契約書等(内訳書、見積書等も含む)で太陽光発電システム付住宅であることが確認できない場合は、立面図と屋根伏図の提出が併せて必要です。</p> <p>　* 工事請負契約書の代わりとして、売買契約書又は注文書と注文請書(片方のみは不可)でも提出可能です。</p>	対象システムが、申請時や変更承認申請時に提出したものから変更となり、変更契約書を締結した場合に必要		
<p>◆実績報告時に報告を行う「区分所有法に規定する管理者」を選任したことが確認できる資料</p> <p>・分譲の集合住宅で区分所有法に規定された管理者が、新たに選任されたことが確認できる議事録等の資料。</p>	申請時に申告した管理者を変更する場合に必要		
<p>◆その他必要となる書類</p> <p>・補助金の額の確定を行うために必要な書類を追加で求める場合がありますので、その場合は提出してください。</p>	上記以外で、補助金の額の確定を行うために必要な書類がある場合		
<p>○コピー資料の提出方法</p> <p>・コピー資料は、その原本の記載内容及び印影がはっきりと確認できるものを提出してください。はっきりと確認できない場合は、書類不備として受け付けません。</p>			